

Q1：「公益性のある活動」とは何ですか？

A1：例えば、自分が住んでいる地域の困りごとを解決する活動や不特定多数の人が必要としているサービスを提供する活動など、地域や社会に対して役立てられる活動のことです。

Q2：補助の対象となる団体の要件に「構成員が5人以上」とありますが、どの範囲までが構成員となるのですか？

A2：申請する事業について準備から実施、実施後の処理等に対し恒常的に参加、活動する正会員（役員を含む）が5人以上いることが必要です。賛助会員や申請活動のために参加した方、臨時的なアルバイト、ボランティア等は含みません。

Q3：参加費を徴収するなど、有料で行なう事業は対象となりますか？

A3：参加費を徴収する事業も対象となります。しかし、専ら利益を目的とした事業は対象となりません。

Q4：すでに恒例となっているような事業（慣行的事業）は、対象となりますか？

A4：基本的には対象になりません。その内容や実施方法に「今までの事業にない新しい発想、アイデアがある」場合は審査基準の「⑤新規または拡大」を満たしていると考えられ、「今後の発展が期待できる」場合は、審査基準の「期待値」を満たしていると考えられ、同時にほかの審査基準を満たせば対象となります。

Q5：事業内容が特殊で、事業費の大半が委託料となってしまいます。補助対象事業として妥当でしょうか？

A5：事務及び事業に係る全ての業務を委託する事業は原則対象となりません。「事業費の大半」ということですので、申請前に事業内容についてご相談ください。

Q6：市から補助金を受けている事業は、申請できますか。また、国、県などから補助金を受けている事業は、申請できますか？

A6：国、県、他団体の補助金及び市の他の補助金の交付を受けている事業は、対象になりません。

Q7：補助の対象となる経費とはどのようなものですか？

A7：事業実施に必要不可欠な経費で、報償費（講師謝礼等）、旅費（交通費、宿泊費等）、事務費（消耗品、印刷製本等）、委託費などが想定されます。なお、団体構成員への賃金・謝礼などは対象外となります。※実績報告の際、領収書等、支払いが確認できる証拠書類が必要となります。

Q8：事業が採択された場合、事業に要した費用は必ず交付されますか？

A8：採択された事業に関し、その事業予算が必ず確保・保障されるものではありません。事業採択は、あくまで、事業の内容が協働事業として実施するにふさわしい内容であることが確認された段階ですので、補助の対象となる経費は、事業が終了した後に提出される実績報告の内容を審査したうえで決定されます。計画と実績に相違がある場合や事業費の中に補助対象と認められない経費が含まれている場合には、採択した事業予算よりも低い金額で交付決定されることがあります。

Q9：集客イベントを考えていますが、揃いの衣装等の費用は対象となりますか？

A9：個人の所有に帰する衣服（スタッフジャンパー等）は対象としません。

Q10：講師謝礼の領収書は必要ですか？

A10：補助対象となる経費については、全て領収書や振込が確認できる書類等が必要です。

Q11：同じ団体から複数の事業について申請できますか？

A11：限られた予算の中で、より多くの市民団体の皆さんに補助金を活用していただきたいとの観点から、申請できる事業は、同一年度では1団体につき1事業までとさせていただきます。

Q12：申請書類の書式の中に文字が入りきらない場合、別紙を追加したり、書式をずらしたりしてもいいですか？

A12：書類はコピーをして審査員に配布しますので、別紙を追加したり、書式をずらすのは構いませんが、A4の大きさからはみ出すことがないようにしてください。

Q13：申請書の受付や相談は平日だけですか？

A13：原則として平日の午前8時30分から午後5時15分までとさせていただきますが、どうしても都合が悪い場合はご相談ください。申請についての相談や書類の提出の際には、できるだけ事前に連絡の上、お越しくください。

Q 1 4：申請した書類は返してもらえるのですか？

A 1 4：提出していただいた書類は返却できません。必要な場合は事前にコピーを取っておいてください。

Q 1 5：できて間もない団体が申請するときも、規約などが必要ですか？

A 1 5：必要です。公金である補助金を、代表者や会計処理の方法などを定めていない団体に交付することはできません。また、一定のきまりを定めることは、継続的な活動が続けていくために不可欠だと考えます。

Q 1 6：事業が終了したあとに必要な手続きはどんなことですか？

A 1 6：事業が終了したら、速やかに実績報告書を提出してください。

Q 1 7：補助事業として採択されると、いつ補助金が交付されるのですか？

A 1 7：原則的には、事業が完了したあとの精算払いですが、必要と認められた時は、交付決定後に一部の概算払いを受けることができます。

Q 1 8：なぜ、事業内容を事前にインターネットなどで広報しないといけないのですか？

A 1 8：参加者を広く集める事業については、事前の広報が重要です。また、補助金の効果を高めるため、補助事業をより多くの市民に知っていただき、かつ団体の活動を広く紹介する意味もあり、積極的な広報をお願いします。

その他、ご不明な点があればお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

小千谷市 にぎわい交流課 交流推進係

担当：山田・新保

住所：小千谷市城内 1-13-20

TEL：83-3512 FAX：83-0871

E-mail：kouryu@city.ojiya.niigata.jp